

新潟市地域医療を支える看護人材確保事業助成金交付要綱

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 新任訪問看護師雇用育成助成（第3条—第11条）
- 第3章 訪問看護研修費助成（第12条—第18条）
- 第4章 その他（第19条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、市内における訪問看護人材確保のため、訪問看護サービスを行う法人が実施する、新任訪問看護師の雇用・育成に係る経費、及び訪問看護に興味のある者が訪問看護に関する研修を受講する際の費用に対し、市の予算の範囲内において助成金を交付することについて、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）訪問看護ステーション 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第41条第1項本文の指定を受けた者で、法第8条第4項に規定する訪問看護を行う事業者（法第71条の規定により開設者が指定居宅サービス事業者とみなされた病院・診療所を除く。）をいう。

（2）新任訪問看護師 過去に訪問看護（健康保険法第88条に規定する訪問看護及びみなし指定の医療機関が実施するものを含む。）の業務に従事した経験のない看護師

第2章 新任訪問看護師雇用育成助成

（申請団体）

第3条 助成金の交付申請を行うことができる団体は、新任訪問看護師を雇用・育成する市内訪問看護ステーションとする。

2 前号の団体は、別表1に定める要件を満たすものとする。

（助成対象経費）

第4条 助成対象となる経費は、助成対象事業者が支出した、新たに雇用した新任訪問看護師の雇用・育成に係る経費で、別表2に定める経費項目とする。

(助成金の額)

第5条 別表2に定める基準額に基づき算出された額に、同表に定める補助率を乗じて得た額を、助成金の額とする。

2 算出した額に千円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てる。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書(別記様式第1号の2)
- (2) 所要額明細書
- (3) 誓約書(別記様式第1号の3)
- (4) 新任訪問看護師育成計画書
- (5) 市税の納税証明書(非課税法人を除く)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条による申請の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付するか否かを決定するものとする。

2 前項の規定による審査の結果、助成金の交付決定をしたときはその決定の内容を、不交付を決定したときはその旨を、速やかに助成金交付(不交付)決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(変更申請及び決定等)

第8条 この助成金の交付決定後の事情により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、助成事業変更申請書(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の提出があったときは、これを審査のうえ当該交付決定の内容を変更することができることとし、変更した場合は交付決定変更通知書(別記様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 助成金の交付の決定を受けた者は、事業が完了したときは、市長が別に定める期日までに、助成金実績報告書(別記様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実施報告書(別記様式第5号の2)
- (2) 実績額明細書
- (3) 給与明細の写し

- (4) 研修費の支出を確認できる領収書等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第10条 市長は、前条により実績報告を受けた場合においては、当該実績報告書の審査により、当該助成事業の成果が助成金の交付決定の内容に適合すると認められたときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を助成金確定通知書（別記様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の支払い)

第11条 助成金の支払いは、規則及び新潟市財務規則（昭和39年新潟市規則第12号）の規定に基づき、概算払いができるものとする。

第3章 訪問看護研修費助成

(対象者)

第12条 訪問看護に興味のある者のうち、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

- (1) 新潟市内在住又は新潟市内の看護師養成校に在学中の学生
- (2) 新潟市内在住又は新潟市内に勤務している訪問看護未経験の看護職
- (3) 現在勤務はしていないが、看護師資格を有する新潟市内在住の者
- (4) 市税を滞納していない者
- (5) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでない者。

2 訪問看護経験者及び現在訪問看護に従事している看護職は対象としない。

3 研修の受講に係る経費について、他の公的な制度による補助を受けている又は受ける予定がある者は、当該助成金の交付を受けることができない。

(助成対象経費)

第13条 助成対象となる経費は、訪問看護に関する研修受講費用（教材費等含む）であつて、申請日において支払いが証明できる額とする。また、支払いに係る手数料については助成対象外とする。

(助成金の額)

第14条 助成金の額は、実費相当額とし、上限10,000円とする。

(交付の申請及び請求)

第15条 助成を受けようとする者は、助成金申請書兼実績報告書（別記様式第7号）に、受講に要した額を証する書類、市税の納税証明書（非課税法人を除く）等を添付して、当該申請の日の属する年度の末日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第16条 市長は、前条による申請書兼請求書を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付するか否かを決定するものとする。

2 前項の規定による審査の結果、助成金の交付決定をしたときはその決定の内容を、不交付を決定したときはその旨を、速やかに助成金交付（不交付）決定兼確定通知書（別記様式第8号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告等の取扱い)

第17条 実績報告は、第15条の規定による助成金の申請があったときに、当該申請書によってなされたものとする。

2 助成金の額の確定は、第16条の規定による助成金の交付を決定するときにあわせて行うものとする。

(返還)

第18条 市長は、偽りその他不正により助成金を受けた者があるときは、助成金返還命令書（別記様式第9号）により当該助成金を返還させることができる。

第4章 その他

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

要 件	A 転職※	B 潜在※	C 新卒※
（１）訪問看護経験 3 年以上（別事業所での経験も含む）の常勤看護職を 2 名以上配置していること			○
（２）訪問看護経験の豊富な常勤の看護職を指導者として充てること	○	○	○
（３）対象となる看護職の異動・転勤は、市内外問わず、原則、雇用開始から 3 年を行わないこと	○	○	○
（４）対象となる看護職の育成計画を作成し、育成すること	○	○	○
（５）公益社団法人新潟県看護協会等が実施する新任訪問看護師に対する研修を受講させること	○	○	○
（６）市税を滞納していない者	○	○	○
（７）暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第 3 項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでない者	○	○	○

※A 転職 病院等に 1 年以上勤務し、転職予定である訪問看護未経験の看護師

※B 潜在 病院等での実務経験はあるが、おおむね一年以上離職している訪問看護未経験の看護師

※C 新卒 看護師等養成校を卒業直後で、実務経験のない看護師

別表 2（第 4 条・第 5 条関係）

経費項目	対象経費	対象期間(上限)		基準額	補助率
給与費	新たに雇用した新任訪問看護師の人件費（給料、報酬、賃金、法定福利費、福利厚生費、賞与及び手当※を含む）	転職	2 か月間	上限 200,000 円/月と、実際に支払った金額を比較して少ない額	1/2
		潜在	4 か月間		
		新卒	6 か月間		
外部研修受講経費	事業所が負担する、雇用した新任訪問看護師が当該年度に受講する外部研修にかかる受講経費	転職	12 か月間	上限 50,000 円と、実際に支払った金額を比較して少ない額	
		潜在			
		新卒		上限 100,000 円と、実際に支払った金額を比較して少ない額	

※ 所定労働時間を超える労働に対する賃金や手当等は除く。

別記様式第1号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 住所
名称
代表者

助成金交付申請書

新潟市地域医療を支える看護人材確保事業助成金（新任訪問看護師雇用育成助成）の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 事業の名称
- 2 事業の目的及び内容
- 3 助成対象経費
- 4 交付申請額及びその算定方法
- 5 事業実施予定期間
- 6 情報の公表の内容、方法及び時期
- 7 添付書類
 - （1）事業計画書（別記様式第1号の2）
 - （2）所要額明細書
 - （3）誓約書（別記様式第1号の3）
 - （4）新任訪問看護師育成計画書
 - （5）市税の納税証明書（非課税法人を除く）
 - （6）その他市長が必要と認める書類

事業計画書

1. 訪問看護ステーションの概要

事業所名			
所在地			
指定年月日		事業所番号	
管理者氏名		管理者訪問看護歴	通算 年
指導者氏名		指導者訪問看護歴	通算 年
訪問看護経験3年以上の 常勤の看護職の氏名 ※	①氏名： (訪問看護経験通算 年)		
	②氏名： (訪問看護経験通算 年)		

※は、採用する新任訪問看護師の区分が新卒の場合のみ必須

2. 新任訪問看護師の概要

氏名(フリガナ)			
区 分	転職	/	潜在 / 新卒
経 歴			
雇用開始日	年 月 日		

別記様式第1号の3（第6条関係）

新潟市長 様

誓 約 書

当事業所は、新潟市地域医療を支える看護人材確保事業助成金（新任訪問看護師雇用育成助成）の交付申請をするにあたり、当該助成金の対象者に、市内外問わず雇用開始から3年間は異動・転勤を命じないことを誓約します。

年 月 日

事業所名

代表者氏名

別記様式第2号（第7条関係）

年 月 日

様

新潟市長

助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった新潟市地域医療を支える看護人材確保事業助成金（新任訪問看護師雇用育成助成）については、次のとおり交付（不交付）の決定をしたので通知します。

記

1 事業の名称

2 交付決定額（不交付の理由）

3 交付条件

事業終了後は、1カ月以内又は当該助成金の交付決定に係る年度の3月31日までに事業報告書を提出してください。

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 住所
名称
代表者

助成事業変更申請書

年 月 日付け新 第 号で交付決定のあった事業について、変更したいので、次の
とおり申請します。

記

1 事業の名称

2 変更の内容

変更前	変更後

3 変更の理由

4 変更予定年月日

別記様式第4号（第8条関係）

年 月 日

様

新潟市長

交付決定変更通知書

年 月 日付け新 第 号で交付決定した事業については、次のとおり変更したの
で通知します。

記

1 事業の名称

2 変更事項

変更前	変更後

3 変更理由

別記様式第5号（第9条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 住所
名称
代表者

助成金実績報告書

年 月 日付け新 第 号で交付決定のあった事業が完了したので、次のとおり報告します。

記

- 1 事業の名称
- 2 交付決定額及びその精算額
- 3 事業完了年月日
- 4 情報公表の状況
- 5 添付書類
 - （1）事業実施報告書
 - （2）実績額明細書
 - （3）給与明細の写し
 - （4）研修費の支出を確認できる領収書等の写し
 - （5）その他市長が必要と認める書類

事業実施報告書

1. 訪問看護ステーションの概要

事業所名			
所在地			
指定年月日		事業所番号	
管理者氏名			

2. 新任訪問看護師の外部研修受講実績

受講日	研修名

3. 新任訪問看護師の同行訪問実績

	1月目	2月目	3月目	4月目	5月目	6月目
同行訪問 件数						

※転職訪問看護師は2月目まで、潜在訪問看護師は4月目まで、新卒訪問看護師は6月目まで記入すること。

別記様式第6号（第10条関係）

年 月 日

様

新潟市長 印

助成金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった事業に対する について、次のとおり確定
したので通知します。

記

1 交付決定額

2 交付済額

3 確定額

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 住所
氏名
連絡先

助成金申請書兼実績報告書

新潟市地域医療を支える看護人材確保事業助成金（訪問看護研修費助成）の交付を受けた
いので、下記のとおり助成金を申請します。

また、この助成を受けるにあたり、他の公的機関等で実施されている類似の助成を受けて
いなく、今後も受ける予定がないことを申し添えます。

受 講 者	氏名		生年月日	年 月 日
	勤務先または学校名			
	所在地			
研修名 (研修実施機関)	()			
受 講 日				
受講料 (教材費を含む)	円			
助成金申請額	円			
添付書類	☐ 研修の受講料及び教材費の領収書の写し ☐ 研修の修了証の写し ☐ 本人確認書類の写し（在学・在職証明書、学生証や職員証等） ☐ 市税の納税証明書（非課税法人を除く）			
振 込 先	金 融 機関名			
	預金種別	普通 ・ 当座		
	口座番号			
	口座名義			
	フリガナ			

別記様式第8号（第16条関係）

年 月 日

様

新潟市長 印

助成金交付（不交付）決定兼確定通知書

年 月 日付けで交付申請兼実績報告のあった新潟市地域医療を支える看護人材確保事業助成金（訪問看護研修費助成）の助成額については、次のとおり交付（不交付）の決定及び額の確定をしたので通知します。

記

1 交付決定額（不交付の理由）

2 交付済額

3 確定額

別記様式第9号（第18条関係）

年 月 日

様

新潟市長 印

助成金返還命令書

年 月 日付け新 第 号で金額の確定した助成金については、下記のとおり返還を命ずる。

記

1 返還額

2 返還期限

3 返還理由